

宇部商工会議所 「ビジネス情報宅急便」 利用規程

- (1) このサービスは、宇部商工会議所会員企業の発展に資することを目的とするため、宇部商工会議所会員以外の利用は認めない。但し、宇部商工会議所が必要と認めた場合はその限りではない。
- (2) このサービスは、宇部商工会議所会報「宇部商工会議所だより」に会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではない。
- (3) 次の各号に定める業種または事業者の広告は同封しない
 - 1) 関係法令に違反するもの、またはその恐れのあるもの
 - 2) 公序良俗に反するもの
 - 3) 政治宣伝、宗教、風俗営業、及び消費者金融に関するもの
 - 4) 個人の名誉、人権またはプライバシーの侵害等に当たる表現を含んでいるもの
 - 5) 虚偽、または誤認される恐れのあるもの
 - 6) 実際より過大な表現を用いているもの
 - 7) 他の会員（企業・団体）に不利益を与える恐れのあるもの
 - 8) 宇部商工会議所の編集方針などに反するもの
 - 9) その他当所が不適当と認めたもの

（尚、上記に該当するか否かの解釈は、宇部商工会議所において審査いたします）
- (4) 書類が同封される宇部商工会議所会報「宇部商工会議所だより」は、原則毎月15日発行とする。但し、やむを得ない事情により発行が遅延する場合がある。
- (5) チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
- (6) 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について、宇部商工会議所は一切の責任を負わない。
- (7) チラシ同封料金については、下記に定める料金体系とする。

A4版・B5版	1枚・1回当り	28,500円 （税別）
	但し、半年以内に再度ご利用の方に限り	次回 24,000円 （税別）
	以降半年以内の再利用につきましても同額とさせていただきます。	
その他サイズ	1枚・1回当り	33,000円 （税別）

- (8) 同封サービス利用料金は、当該書類を同封した会報発刊後、宇部商工会議所が送付する請求書に従い、速やかに納入すること。
- (9) 宇部商工会議所会報に同封する書類は、会員事業所各自で必要部数（約3,000部：要随時確認）用意し、**発刊日の前月27日まで**（休日の場合は翌営業日）に宇部商工会議所に納品すること。（残部は原則として返却しない）
- (10) この利用規程に同意した場合、下記に捺印し、**発刊月の前月20日までに同封するチラシ**（校正中のものでも可）を添えて、担当へ送付すること。（FAXでも可）
- (11) 平成27年12月1日から適用する

〔担当：総務部 宇部市松山町一丁目16-18 TEL(0836)31-0251 FAX(0836)22-3355〕

宇部商工会議所 総務部 行
FAX0836-22-3355

申込年月日 年 月 日

宇部商工会議所 ビジネス情報宅急便 申込書

会社名	〒	TEL	
所在地		FAX	
担当部署		担当者名	
同封物サイズ	A4・B5版 その他のサイズ（ ）（いずれかを○で囲んでください）		
掲載希望月	月	宇部商工会議所への納入予定日	月 日
利用承諾	ビジネス情報宅急便を使用するにあたり、 上記の利用規程を承諾いたしました <input type="checkbox"/> （チェックをお付けください）		